

大 私 審 第 5 号
令和7年12月23日

大阪府教育長 水野 達朗 様

大阪府私立学校審議会
会長 開 沼 太 郎



高等学校の学則変更等について（答申）

令和7年12月19日付け教私第2685号で諮問のあった事項については、
令和7年12月23日開催の大阪府私立学校審議会令和7年度12月定例会において、
下記のとおり結論を得たので答申します。

記

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | YMCA 学院高等学校の学則変更の件 |
| 第2号議案 | 向陽台高等学校の学則変更の件 |
| 第3号議案 | 八洲学園高等学校の学則変更の件 |
| 第4号議案 | 長尾谷高等学校の学則変更の件 |
| 第5号議案 | ポプラ介護福祉学校の収容定員に係る学則変更の件 |
| 第6号議案 | ECC アーティスト美容専門学校の文化教養高等課程設置の件 |
| 第7号議案 | 大阪つくば開成高等学校の収容定員に係る学則変更の件 |

慎重審議の結果、以上の件について適当である。